

## ユーラトムの成立とヨーロッパ核秩序 1955-1958 — 統合・自立・拡散 —

川嶋周一（明治大学政治経済学部）

はじめに

1. ユーラトムという結節点
  2. 統合 — ヨーロッパとグローバルの狭間で：ヨーロッパの再活性とユーラトムの成立
  3. 自立 — ヨーロッパ・オプションの起源？：査察権の復活と米国＝ユーラトム協定
  4. 拡散 — ユーラトムの漂流：FIG 構想からド・ゴール路線へ
- おわりに

原子力の持つ不思議な魔力は絶大で、政治家、経済人、国際組織は、相競って原子力の中に栄光を見出そうとしていた。原子力の問題を真に理解することが困難であればあるほど、一般の人々は、たわいもなく原子力を論じた。<sup>1</sup>

はじめに

### 問題の所在

本稿は、1955年から57年にかけて交渉が行われ、58年1月1日に成立した欧州原子力共同体（以下、ユーラトム）がどのように成立し、そして機能していったのかを、ユーラトムが50年代から60年代にかけて確立していったグローバルな核秩序(Nuclear World Order)<sup>2</sup>の中にどのように位置づけられるのか念頭に置きながら、考察するものである<sup>3</sup>。

ユーラトムは、現在の欧州連合（EU）の前身を構成する共同体の一つであり、現在でも一定の役割を果たしているが、それでもほとんど忘れられた共同体といってもよいだろう。なぜユーラトムというアイデアが登場し、それが成立したのかについての通説としては、欧州防衛共同体（EDC）の成立に失敗した欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の大陸欧州六カ国が、統合の再活性化のために、新しい統合方式を求めたオランダと従来の統合方式を求めたジャン・モネのアイデアを折衷したからだというのが大方の一致した見解であろう。オランダ外相のヴィレム・ベイエンは、新しい統合方式である包括的な経済統合を志向する共同市場を追求する一方で、ECSCの生みの親であるモネはしかし、ECSCと同様の統合方式である特定経済セクターにおける超国家的統合を諦めなかった。モネがそこで新たに見出したセクターが原子力エネルギーだった。

モネによってセクター統合の新たな領域として選ばれた原子力は、彼が最初のセクター

<sup>1</sup> ゴールドシュミット『秘録 核開発をめぐる国際協調』、178頁。

<sup>2</sup> ここでいう核秩序とは、核エネルギーを、軍事及び民生に関して、各国がどのように使用する（できる）のかについての（制度的・慣習的を含めた）ルールの上によって作り出される体系、の程度の意味に使用する。マラーは、同じく「Nuclear World Order」という用語を、NPT体制と同じ意味で使用する（Mallard, 2010）。

<sup>3</sup> 核(Nuclear)も原子力(Atomic)も、本質的な違いはないというのが本稿の立場だが、軍事的ないしは(国際)政治的な側面に関わる場合は核を、物理学的・科学的なエネルギーの側面に関わる場合は原子力を使うが、その使い分けはあまり厳密ではない。

統合の領域として選んだ石炭・鉄鋼と同様、国の基幹的エネルギーという点では共通していた。しかし、双子として生まれた共同市場の欧州経済共同体（EEC）がその後 EU につながる土台を提供するほどの成功を収めたのとは対照的に、原子力共同体は急速にその存在意義を失い、そして忘れられた。ユーラトムとは何だったのか。本稿は、ユーラトムをヨーロッパ統合というよりもむしろ、50年代の後半から60年代にかけて形成されていくグローバルな核秩序の一要素として、その成立を再検討するものである。その際、ユーラトムは、ヨーロッパがアメリカに対する協調と自立を求める相矛盾する狭間の中で成立した、ある種のエアポケットであるさまを描く。なお、本稿は研究プロジェクトの中間報告という性格が強く、とりわけアメリカ側の意図と態度については、さらなる史料調査が必要であることを申し添えておく。

### 先行研究について

ユーラトム交渉<sup>4</sup>の展開については、同時代研究から始まり、すでに多くの論文が存在している。ユーラトム交渉そのものについては、同交渉におけるフランスの政策と思惑を明らかにした、ギレンによる一連の論文が非常に重要である（Guillen, 1989&1994年）。というのも、ギレンの論文は、今となっては一般の研究者がアクセスできない（もしくは非常にしづらい）フランス外務省ならびに国防省の機密文書を基に執筆されているからである。ユーラトム交渉のもう一方の主役ともいえるアメリカの対ユーラトム政策については、1991年のヘルムライシュの論文がアメリカとベルギーの関係の重要性を指摘しており（Helmreich, 1991）、近年ではクリーゲが、アメリカの対ユーラトム政策が原子力委員会（AEC）の反対を退け国務省主導で行われたことを明らかにしている（Kriege, 2008）。日本語での研究では、藤木（藤木、2002）および鈴木（鈴木、2008）、黒田（黒田、2009）による研究が一次史料に当たった重厚な研究であり、ユーラトム交渉そのものの経緯についてこれらの三論文に付け加えることは少ない。特に藤木論文は米仏双方の一次史料を基にしており、欧言語の論文に比べても遜色ない。さらに、近年では、核秩序に関する視角からユーラトム交渉に当たったマラルの研究は非常に示唆的である（Mallard, 2009 & 2010）。本稿では、これらの研究が明らかにしたことを土台として、核エネルギーの軍事利用と北大西洋条約機構（NATO）を含めたより広い核秩序とのかかわりの中でユーラトムがどのように位置づけられるかについて、より明確な構図を明らかにしていく。

## 第一章 ユーラトムという結節点

### モネ：ユーラトムの父？

さて、我々はすでに1957年3月に調印されたローマ条約によってユーラトムが成立したことを知っている。しかし、このユーラトムというヨーロッパによる原子力共同体というアイデアを、誰が最初に考え付いたのかについては、必ずしもはっきりしない。確かに、ユーラトムの生みの親は紛れもなくモネである。ユーラトムが生まれる出発点となるメシーナ会議の始まりとなるベネルクス覚書（55年5月18日）において、原子力エネルギーの分野統合はすでに明確にアジェンダに含まれていたばかりか、包括的経済統合の実現を目指す共同市場の領域と、原子力エネルギーの共同体建設を目指すユーラトムの領域はこの時からすでに分離独立していた（DDF, 1955-I, doc.163）。ヨーロッパ再活性化の父であるバイエンの計画は全般的分野における経済統合の実現であり、エネルギーならびに原子力は記されていなかった。原子力をアジェンダに含めることを働きかけたのは、言うまでもなくモネである。バイエンが全般的経済統合による再活性化を計画していることを聞きつけた

<sup>4</sup> 1957年3月にローマで調印されるユーラトム条約に向けた交渉を、本稿ではユーラトム交渉と呼ぶ。いわゆるローマ条約交渉の内、ユーラトムに関する交渉だけを取り出したものである。

モネは、ECSC の権限に核エネルギーを含める計画を構想し、アメリカならびに西独の外務省に打診した (Bossuat, 1996: 263)。モネの側近で当時 ECSC 高等機関の経済局局長だったピエール・ユリは、55 年 4 月 13 日には明確に全般的経済統合 (共同市場) と原子力エネルギー統合を抱き合わせることを覚書にまとめ、バイエンの妨害にあいながらも原子力エネルギーを統合再活性化のアジェンダに含めることに成功するのである (Bossuat, *ibid*)。

#### EDC の後処理としてのユーラトム?

しかし、一体モネが、いつ、どのような経緯で原子力をセクター統合の対象としたのかは、明らかではない。他方で、ヨーロッパ共通の原子力エネルギーに対する規制を設けるという発想は、実は EDC においても存在していた。共同体加盟国の武器生産について一定の規制を設ける EDC 条約第 107 条の附則 II には、核兵器に対する規定が設けられている。ここでは、年間 500g を超えるプルトニウム、ウラン 233、ウラン 235 の生産を禁止することが規定されていた<sup>5</sup>。1952 年 5 月に調印されたこの条約は、実質的に西独の核武装を制約するために課された規定だった。しかしそれが全ての加盟国を対象とするものとなったのは、西独首相アデナウアーが、専ら西独だけが適用される規定を設けるのは統合における加盟国間の平等性の精神をそぐわないとして、六カ国全体に対する制約となることを求めた結果だった (ゴールドシュミット, 1980: 170)。それゆえ、この 500g という核燃料生産制限の規定は、当然フランスをはじめとする六カ国全てに及ぶ。当時のフランスの原子力技術はプルトニウムの抽出・生産の段階にとどまっていたので、この条項を含む EDC 条約が発効すれば、フランスの原子力技術の開発には大きな制約が課されると思われた (ゴールドシュミット, 1970:169-170)。

この問題は、フランス原子力庁 (CEA) 高官でフランス原爆の父といわれるゴールドシュミットが回顧するように、原子力の領域においては軍事と民生がコインの表と裏のように一体化されているが故に、大きなジレンマをフランスにもたらすものだった。民生について言えば、西独への拘束のためにヨーロッパ全体を規定しようとするれば、本格的な研究が端緒についたばかりのフランスの手足も縛ることになる。しかし、フランスにおいて原子力研究の国家組織たる CEA にとっては、フランスの行動の自由を確保することが最大の利益だった (ゴールドシュミット, 1970: 171)。これに対して軍事においては、西独に対する拘束が、すなわち西独が核兵器の保有を阻止する措置が必要だった。もちろん、EDC 条約拒否の一か月後の 54 年 10 月のロンドン四カ国会議において、西独の NATO 加盟と再軍備が合意された際に、ABC 兵器の自国領土内での製造を行わない自発的放棄をアデナウアーが宣誓したことで、西独に対する一定程度の拘束は成立したように見えた。しかし、例えば外国から核兵器を調達することを禁ずることを意味しなかったこの言明に対して、より厳格な多国間によるさらなる封じ込め、すなわち西ドイツの非核武装の保障措置の制度化が講じられる必要があった。それは、戦後ヨーロッパの国際秩序の安定化をもたらす、きわめて重要な要素だったのである。最終的に 68 年 7 月に署名が開放され、70 年 3 月に発効した核不拡散条約 (NPT) で完成するその措置の最初の試みが、これから見るように、ユーラトムだった<sup>6</sup>。EDC で失敗に帰したヨーロッパレベルでの核燃料利用規定は、民生のみならず軍事にお

<sup>5</sup> *Traité instituant la Communauté européenne de défense* (Paris, 27 mai 1952), Annexe II à l'article 107, I. Arme atomique, c) « Toute quantité de combustible nucléaire produite au cours d'une année quelconque en quantité supérieure à 500 grammes sera considérée comme substance spécialement conçue ou d'utilité essentielle pour des armes atomiques. »

[http://www.cvce.eu/obj/traité\\_instituant\\_la\\_communaute\\_europeenne\\_de\\_defense\\_paris\\_27\\_mai\\_1952-fr-2af9ea94-7798-4434-867a-36c4a256d0af.html](http://www.cvce.eu/obj/traité_instituant_la_communaute_europeenne_de_defense_paris_27_mai_1952-fr-2af9ea94-7798-4434-867a-36c4a256d0af.html) (2016 年 3 月 20 日最終アクセス。以下全ての Web リソースにおいて同様)

<sup>6</sup> なお、ユーラトムの本来の理念は、西独の核武装を欧州レベルで監視するメカニズムの設立にあったと既に論じているのが鈴木論文である (鈴木, 2008)。特に、モネと欧州行動合衆国委

いても、特に核開発を推進したいフランスにとっては無視できない問題だった。

### OEEC と WEU : ユーラトムと並行する核協力トラック

とはいえ、ヨーロッパにおける原子力エネルギー協力としては、ユーラトムだけがヨーロッパ的監視機能を果たそうとした訳ではない。原子力の平和利用は、むしろ当初は欧州経済協力機構 (OECE) の枠組みで推進されることが考えられていた。それと同様に、核エネルギーの軍事利用に関し、ヨーロッパ各国に対するある種の統制は、西欧同盟 (WEU) の枠組みでも考えられていた<sup>7</sup>。この二つは、ユーラトムとグローバルな核秩序のリンケージを考える際重要な補助線となるのだが、本稿ではこの二つの 이슈は扱わずさらなる研究上の宿題としたい。

### 結節点としてのユーラトム

その代わりに本稿で重視したいことは、ユーラトムに現れた、当時の核秩序議論における原子力エネルギーの民生利用 (Civil Use) および軍事利用 (Military Use) の境界の不明確さと、それに基づく核秩序構想の二転三転ぶりである。ここでいう民生利用とは、純粋な学術研究から商業上の利用まで含む広い概念であり、それは専ら軍事ではない領域として考えるのが適当だろう。これから本論で明らかにするように、この時期の民生/軍事領域の不明瞭さは、ユーラトムそのものが民生のみなのか軍事を含むのかが検討されており、またユーラトムと NATO は最終的に民生と軍事との役割分担を行うようになるが、そこに行き着いたのも、ユーラトムの持つ性格の曖昧性があつたからであった。

このように、ユーラトムの成立時に確定させようと米欧各国が試みたのは、当時まだ確定していなかった西欧諸国の核エネルギーの利用の仕方を定める枠組みだった。核の強力なエネルギーは、ヨーロッパとアメリカを遠心力と求心力の双方の力学の中に放り込んだ。そこでは、民生と軍事の境界線は薄い膜でしか仕切られていなかった。

## 第二章 統合 — グローバルとヨーロッパとの狭間で : ユーロッパの再活性とユーラトムの成立

### ヨーロッパの再活性化

ユーラトムの成立に向けた交渉は、1955年5月のメシーナ会議から始まった。この会議は、54年8月にEDC構想がフランス国民議会の批准否決を受けて崩壊した後に、深刻な危機に陥ったヨーロッパ統合の現状を打開するために、ベネルクス三国のイニシアティブから始まったものだった。50年代前半におけるヨーロッパ統合の展開はここでは割愛するが、メシーナ会議以降開始されるローマ条約交渉において、ユーラトム交渉は独立して進み、かつ対立の構図が激しく入れ替わり、困難に満ちた交渉の連続だった。交渉の詳細に触れる前に、ユーラトム交渉の推移を概略的に確認しておきたい。

まずメシーナ会議で、ユーラトムの目的や制度の概略を協議するための専門家部会の設置が合意された。そしてこの専門家部会が55年5月から56年の初旬まで協議を行い、10月には報告書草案が作成された。この専門家部会の報告書を参考にして、スパーク報告書が56年4月に各国に提出された。このスパーク報告書は、57年に調印されるローマ条約

---

員会のユーラトム理念について詳しく分析している。

<sup>7</sup> WEU 理事会は、核兵器の実用生産の段階に入った国家が欧州大陸に保有する核兵器備蓄水準を決定できる権限があるとされた。つまり WEU は、西独の核の軍事利用禁止と当該水準の管理の実施システムの枠組みとして機能することも考えられた。しかし少なくとも60年代中盤までは、当該管理はユーラトムに代置され、実際には実行されなかったという (ゴールドシュミット、1970:172)。

の草案になるきわめて重要な政府間合意のためのたたき台である。ここでユーラトムの役割として挙げられたのは、以下の五点であった<sup>8</sup>。

- ①加盟国間における原子力技術の普及・発展と共同の開発計画の策定
- ②原子力従事労働者および一般人に対する放射線防護および安全規制の設定・標準化・実施
- ③一国では実現不可能な設備への共同投資と導入支援（とりわけ欧州ウラン濃縮工場の建設）
- ④燃料となる核分裂性物質および鉱石に対するユーラトムの調達および加盟国の平等なアクセスと安全の保障
- ⑤原子力産業のヨーロッパ大の共通市場の建設

このスパーク報告書に盛り込まれたユーラトムの制度と権能に関する基本設計は、モネが当初想定していた姿とフランスの意図を多分に反映していた。スパーク報告書は同56年5月のヴェネツィアでの外相会談によって、正式な条約草案とすることが合意された。それ以降組織された政府間交渉において、条約草案の細部にわたる交渉が開始される。ここで最も問題になったのが、ユーラトムの制度ならびに権能をめぐる独仏間の対立である。核分裂性物質の独占的所有権を有する超国家的な組織が一元的に核技術と市場を管理することを志向するフランスと、自由な民間開発の余地を求め、より超国家的でない制度を志向する西独の対立は抜き差しならないものになった。妥協が成立したのは、56年11月6日のモレ＝アデナアウーによる独仏両首脳の間接会談の場においてであった。この会談は、ユーラトム以外にもヨーロッパ統合の存在理由そのものについて意見を衝突させていた独仏間の全般的な妥協をもたらしたものだ（遠藤編、2008:318-22）。いずれにせよ、独仏間の妥協によってユーラトム条約の成立への障害はなくなった。こうしてユーラトム設立条約は、57年3月25日にローマで調印され、58年1月1日に発効した。

#### 当初のユーラトムの権能と論点

ユーラトムは、当初モネによってどのような制度として構想されていたのだろうか。モネの構想のポイントは二点ある（Goldschmidt, 1982: 133）。第一に、ユーラトムに参加するヨーロッパ各国は、自国内の核分裂性物質の所有権を全てユーラトムに移譲することである。モネにとって重要なのは、加盟各国が持つ核分裂性物質へのアクセス権は平等であり、そのためにはユーラトム域内で、核分裂性物質は全て共同体によって所有され管理される必要があるというのである。第二に、ユーラトムは専ら原子力エネルギーを平和目的の利用のみに限定することである。そのために、ユーラトムにはヨーロッパ各国に対する放射能性物質に対する厳格な査察権が付与される。

したがって、モネの当初の構想は、ユーラトムに加盟するヨーロッパ各国は原子力の軍事利用を放棄する、つまり核兵器を保有せず、核武装を放棄することが求められたのである。ゴールドシュミットは、このモネの計画を評して「ヨーロッパ地域に限定されて適用されるアチソン＝リリエンタール構想」と語っている（Goldschmidt, 1982: 133）。ヨーロッパ主義者たちにとって、ユーラトム構想は平和構想だった。それゆえ、各国の核武装という選択肢は、当時進んでいた軍縮の波にあって、そもそも当初から除外されていた。

さらに、完全な平和利用としてユーラトムを建設する構想を実現するのであれば、ユーラトム参加国は核武装を放棄することになるのだから、当然フランスの核兵器保有も放棄しなければならない。（ユーラトムは平和利用に限るべきという意味での）平和論者からすれば、そもそもすでに米ソ間に一定程度の核の均衡が存在している以上、フランスが新たな核保有国になることは、均衡状態を不安定化させ、ひいてはフランス自身の安全保障を危うく

---

<sup>8</sup> スパーク報告書第二部「ユーラトム」序文のIIより。CVCE  
[http://www.cvce.eu/obj/rapport\\_des\\_chefs\\_de\\_delegation\\_aux\\_ministres\\_des\\_affaires\\_etrangeres\\_bruzelles\\_21\\_avril\\_1956-fr-4dd69921-433b-4bc0-acec-808f72fec9ae.html](http://www.cvce.eu/obj/rapport_des_chefs_de_delegation_aux_ministres_des_affaires_etrangeres_bruzelles_21_avril_1956-fr-4dd69921-433b-4bc0-acec-808f72fec9ae.html)

させることにもつながりかねない<sup>9</sup>。そのように考えれば、ユーラトムの平和利用構想は、国際原子力機構（IAEA）のような世界的な核エネルギー管理と表裏一体の構想であるべきものだった。

このような、ユーラトムの核分裂性物質の独占的所有権とユーラトムの平和利用という設定は、メッシーナ会議を経てスパークによる六カ国の専門家会合が始まった段階でも、同様に維持されていた<sup>10</sup>。ユーラトムの交渉が共同市場のそれと比べて異なるのは、その大きな方向性を示した構想者が交渉には参加していないことに加え、これから見るように、対立軸が錯綜したことにあった。

その一方で、ユーラトムにおける交渉は、錯綜しているとは言っても、その論点は最初から明確だった。先行研究をまとめると、その論点としては、①加盟国の軍事利用（実質的にはフランスの核開発）の是非、②ユーラトムの超国家性および核物質の独占的所有、③濃縮プラント建設、の三点にまとめることができる（Guillen, 1994; 藤木-1, 4）。次に、この三つの論点が、ユーラトム交渉の中でどのように議論されたのかを見ていこう。

#### ①ユーラトムにおける軍事目的利用問題

モネが当初ユーラトムの権能を排他的平和利用に限定したことに対して、激しく抵抗したのがフランスだった。ユーラトムにおける軍事目的のための利用は、もっぱらフランスが主語となる問題だった。平和利用に限定する草案に対するフランス政府内の対応は、当初割れていた。メッシーナ会議開催当時首相を務めていたエドガー・フォールおよび外相のアントワヌ・ピネーは、原子力の統合に対して積極的であり、1956年1月からフォールの後を継いだギョ・モレもまた、ユーラトムの平和構想に肯定的だった。モレは、平和利用が厳守されているかどうかを監査する権限がユーラトムに与えられるべきであり、ユーラトムにそのような監査システムを打ち立てることを要求した（Goldschmidt, 1982: 133-4）。

ギレンによると、フランス政府内で初めにヨーロッパ核協力について言及したのは、54年9月にブラン將軍（軍参謀長）が、ヨーロッパの核戦力を実現するためにはフランス一国だけでは難しく、西独を含めた多国間での開発が望ましいことを発言していたことだという（Guillen, 1994: 111-2）。フランスで軍事および民生の原子力研究開発を一手に引き受けるCEAは、より積極的にユーラトムに反対だった。国防省およびCEAは、核エネルギーの超国家的統合は、フランスの核技術開発に足枷をはめるもの、ないしは酷く悪影響を及ぼすものとして、当初から一貫して反対していた。超国家的に核燃料調達と所有を独占するユーラトムにおいて軍事利用が許されないことは、CEAにとっては「自殺行為」に映った（Roussel, 1996: 723）。

交渉開始後のフランス代表団からの抵抗を受け、スパークは56年初頭に軍事利用に関する妥協案を提案した。それは、ユーラトム加盟国は核兵器の爆発実験を、一定期間行わないというモラトリアムを設定することだった（Goldschmidt, 1982: 133）。モレは、このモラトリアムを四年間とすることとした。スパークは4月にも各国に軍事利用に関する覚書を提出しており、そこではユーラトム加盟国が軍事目的の開発を行うことを実質的に許容していた<sup>11</sup>。具体的には、モラトリアムの終了時には他の加盟国に通知を行うことと、終了後に軍事目的の核開発を行う場合、そこで必要な核燃料はユーラトムから供給されることが提案された。

ただし、この時点で、ユーラトムの超国家的統合に反対する西独が、軍事利用については余り反対しなかったことは注意すべきであろう。西独にとって必要なのは、民生・軍事ともにその利用に関する規制をユーラトムが一元的に策定することだった。これは、54年のパ

<sup>9</sup> Aide-mémoire sur le développement de l'énergie atomique à des fins exclusivement pacifiques (23 janvier 1956). CVCE [Archives Jean Monnet. Fonds AMK. 43/5/19]

<sup>10</sup> ACM. CM3, NEG0/187.

<sup>11</sup> Lettre de M. P.-H. Spaak à MM les Ministres des Affaires étrangères des Six, « Utilisation militaire de l'énergie nucléaire », Bruxelles, le 26 avril 1956. ACM. CM3/NEG0, 187.

リ条約で ABC 兵器の自発的放棄を明言した西独の、軍事領域における核開発競争の状況を透明化して把握しておきたいという思惑が反映していたと思われる。

モネやモレの当初の平和主義は、国防省および CEA からの反対論に押されることで、その姿勢を転換せざるを得なくなった。56 年 7 月にはモレは国民議会において、フランスが今後四年間では原子爆弾の爆発実験を実現するまでの技術力がないことを認め、以って四年間のモラトリアムは実施的にはフランスの軍事開発の制約にはならないこと、フランスはユーラトムへの参加にも関わらず、国防のための軍事領域における核開発を放棄しないことを明言せざるをえなかった (Guillen, 1994: 121)。

一つ留意しなければならないのは、このようなユーラトムの当初の平和構想へのフランスの反対にも関わらず、56 年 6 月頃より、CEA は明確にユーラトムへの積極的な支持に姿勢を転換したことだった (Guillen, 1994: 116)。その理由の一つは、ユーラトムによる共同投資の枠組みによってウラン濃縮工場を建設・稼働させることで、アメリカから援助を受けることなくヨーロッパ独自の核燃料を確保することを、CEA は重視するようになったからである。また民生部門においても、フランスの原子力研究に対するユーラトムの財政支援によって、経済的な面でも魅力を感じるようになったからだった。

フランスが望むユーラトムの軍事利用路線への最大の抵抗者は西独だった。フランスは、軍事機密を除いてフランスの軍需産業がユーラトムの監査を受け入れることを妥協案と考えたものの、西独は除外規定たる軍事機密の定義次第で恣意的な運用も可能として、56 年 10 月まで拒否をし続けた (DDF, 1956-II, doc. 185)。この独仏対立が最終的に解決されるのは、同年 11 月 9 日の独仏首脳会談の場であった。この当時共同市場に関する交渉においても抜き差しならない独仏間の対立が続いていたが、11 月の独仏首脳会談は、そのような袋小路からの脱出とローマ条約成立に向けた決定的な転機となる合意・妥協に至った非常に重要な会談だった。この会談で西独側はフランスへの反対姿勢を和らげてこの問題の棚上げを図り、翌 57 年 1 月に「核燃料の使用に対する管理は、国防に関する設備に対しては適用されない」との合意がなされた (Guillen, 1994: 122)。こうしてフランスは、みずからの軍事上の自由を、ユーラトムから切り離して得ることに成功したのである。

## ②ユーラトムの超国家性と核分裂性物質の独占的所有権

ユーラトムの超国家性をめぐる論点は、ユーラトムの軍事目的の可否をめぐる論点より一層激しく六か国間を切り裂いた。この論点は、ユーラトムが加盟国における全ての核分裂性の鉱石および燃料を所有・管理し、加盟国が原子力開発に必要な核分裂性物質を全て供給する (加盟国側から見ると調達する) システムの可否と直結するものだった。ユーラトムが加盟国内の核分裂性物質の所有権を独占することは、加盟国が有する核分裂性物質の所有権を超国家的に統合することを意味するからである。フランスが求める、ユーラトムが域内の核燃料物質について独占的な所有権の保有は、ユーラトムによる核燃料物質への独占的な管理権の行使の必要性故だった。フランスにとって重要なのは、アメリカから提供されるであろう核分裂性物質であっても、それはアメリカの管理下に置かれるのではなく、ヨーロッパの管理下に置かれなければならないことだった (Guillen, 1994: 123)。フランスからすると、当分の間ユーラトムが調達する核分裂性物質の多く、とりわけ濃縮ウランはアメリカからの輸入に依存せざるを得ないが、このアメリカからの核燃料がユーラトムによる管理下に置かれないでいることは、フランスにとって最も避けなければならない目標だったのである。

この問題は、独仏間のさらに厳しい対立を引き起こした。核分裂性物質の調達のユーラトムの独占の問題が、独仏間で刺々しく対立したのは、フランスがこの問題で含んで考えていたことを念頭に置けば故なきことではなかった。域内の核分裂性物質の調達をユーラトムが一手に引き受けるということは、取りも直さず加盟国がユーラトムを経ずに独自に第三国から鉱石ないしは燃料状態の核分裂性物質を調達することが禁じられることを意味する。フランスからすれば、これは西独がユーラトム諸国から抜け駆けをして、例えばアメリカと

直接結びつくことで西独の原子力技術を発展させることを阻止することができるのである（DDF, 1956-III, doc.316）。ユーラトムは、西独の封じ込めの一つの手法だった。

1956年11月6日の独仏首脳会談ですら、この問題は妥協に至らなかった。ただし調達の問題については、専門家レベルで、加盟国はユーラトムを通さずに直接域外から核燃料物質を調達する例外規定を設けることで妥協が成立した<sup>12</sup>。これは、ユーラトム（正確には調達を専門に行うユーラトム調達庁〔Agence d'approvisionnement d'Euratom〕）が十分な量の核分裂性物質を調達できなかった時や、ユーラトムの調達価格が国際価格よりも著しく高価になった場合が想定された。しかし、ユーラトムの所有権に関する問題に対して、西独の反対は変わらなかった。モレは会談後にアデナウアーに書簡を送り、再度ユーラトムの独占的所有権を認めさせるように迫った<sup>13</sup>。この時は、一定期間後はそのような独占の体系を見直すことを認めるものだったが、それでも、西独側の反応は薄いものだった。

この時期にフランスはさらに、ユーラトムによる核分裂性物質の供給において、フランスがすでに進めている原子力研究への優先的配分が当座10年間継続されることを求めた（Guillen, 1994: 123）。所有権の問題が解決に至るのは、年が明け、ローマ条約交渉が大詰めを迎えた57年2月の政府首脳会談の席上においてであり、ユーラトムの所有権は「特別な核分裂性物質」（ユーラトム条約52条2-b）にのみ及び、さらに調達に当たっては加盟各国の平等のアクセスが謳われ、優先的配分は禁止された（Guillen, 1994: 124）。

この点で、ユーラトムの超国家性の程度と独占的所有権の可否という問題については、フランスは譲歩する形となった。しかし、①のユーラトムにおける軍事利用という問題では、西独側が譲歩していた。ユーラトムの独占的所有権は、核物質への管理権に直結した問題で、これはフランスにとって譲れない一線だったはずである。それをフランスが譲ったのは、フランスの軍事領域での核開発は、一国で行うのがメインの政策的方向性であり、ユーラトムは実現可能であれば望ましい程度のサブトラックと化していたからであろう。

さらに、核物質の管理権に関しては、その最大の主張者だったモネと欧州合衆国行動委員会が、56年11月のスエズ危機以降、主張をトーンダウンさせたことで、ユーラトムにおいて各国独自の原子力研究の余地を認めることで超国家的性の程度は大きく後退した（鈴木、2008: 103-4）。査察に関しては、81条と82条に共同体による査察官（inspecteur）の派遣が定められた。この規定が活用されることは予定されなかったが、しかし、アメリカとの協定締結の際に、この規定を実質化することが求められることとなる（第三章参照）。

### ③-1：同位体分離施設の共同建設問題

三番目の論点になったのが、ウラン濃縮のための同位体分離施設（usine de séparation isotopique）の共同建設だった。これは、ヨーロッパが独自の濃縮ウランを調達するために、同位体分離施設をユーラトム六カ国で共同に建設することを計画したものだ。フランスはユーラトムの構想が持ち上がった時から、一貫して同位体分離施設の建設に積極的だった。そもそもフランスは、ベネルクス覚書が提出される前の1955年4月のアデナウアー＝ピネー仏外相会談において、独仏間での核エネルギー協力の可能性について言及しており、専門家協議では独仏ベルギー三カ国による同位体分離施設の建設が可能かどうかを検討すべきと、フランス側は提案していた（Guillen, 1989: 515）。メッシーナ会議以降の専門家部会においても、初期の頃より同位体分離、特にウラン濃縮施設を共同で建設することがアジェンダに挙がっていた<sup>14</sup>。

しかし、核燃料として使用される濃縮ウランの技術は英米が先行していたこと、またそのような技術には軍事機密が多く含まれていたことから、実際のウラン濃縮施設の共同建設

<sup>12</sup> « Proposition des experts français et allemands acceptées par les Chefs de Gouvernement en ce qui concerne le système d'approvisionnement d'Euratom », 6 novembre 1956. MAE, DECE, 811.

<sup>13</sup> Lettre de Mollet au Chancelier Adenauer, 13 novembre 1956. MAE, Pactes, 255.

<sup>14</sup> Comité intergouvernemental créé par la Conférence de Messine, Bruxelles, le 30 septembre 1955, Commission de l'Énergie Nucléaire, « Projet de sommaire des conclusions N°4 ». ACM, CM3/NEGO, 70.



には、アメリカの協力が不可欠だった。そうでなければ、ウラン濃縮工場の建設と運用には、莫大な費用が掛かり、当座の軍事計画を持たない（つまり核兵器の開発・保有計画を持つ予定がない）フランスを除く五カ国には、ウラン濃縮構造の共同建設は財政的に負担となる計画になる恐れがあった。

56年1月には、CEA高官でもあったゴールドシュミットの手による同位体分離施設の建設に関する専門家報告書が提出された<sup>15</sup>。ここでは、60年代における電力需要予測から見て天然ウランの輸入コストと濃縮ウランの自己調達にかかる建設・運用コストを鑑みるとウラン濃縮工場を即急に建設する必要があること、しかしながら六カ国の現状の技術水準は不十分であること、それゆえ、ウラン濃縮を実現するのに必要な研究チームを即急に組織化する必要があるとされた。このようなフランスの働きかけによって、56年4月のスパーク報告書にも同位体分離施設の共同建設への言及が含まれた。とくにスパーク報告書では、ユーラトムによる原子炉の稼働に必要な濃縮ウランを確保するために、ウラン同位体分離施設の六カ国による共同建設が言及され、それに必要な共同設置と予算の枠組みが、ユーラトムの主要な機能の一つとされたのである<sup>16</sup>。

### ③-2: アメリカの政策転換

しかし、この濃縮施設の共同建設は、藤木論文で既に明らかにされているが、アメリカの政策転換を受けて、大きな影響を被ることとなった（藤木、2002）。そもそもアイゼンハワー政権内で、ユーラトムに積極的に反応したのはダレスだった。ダレスは1956年1月にアイゼンハワーに書簡を提出し、西独を西欧世界に一層強く組み込むことを可能にする統合計画とユーラトムを称賛した<sup>17</sup>。そして、AECと国務省が連携しながらアメリカ政府としての一体的な対応を取るべきだと進言したのである。しかしAEC議長のストローズはユーラトムに対して否定的で、ヨーロッパとアメリカの核協力は二国間協定を軸として進めるべきと考えていた（藤木-I、19）。二国間協定の方が、アメリカが供給する核物質に対する査察権を留保でき、アメリカにとってより有利だったからである。この国務省とAEC間の対立は、56年2月に国務省の路線にAECが譲歩する形で終息することとなった。すなわち、アメリカはユーラトムへの協力を政策の基本ラインとし、当該問題における主要目標として、独仏対立の回避と西独の西欧への埋め込みを重視することとなったのである（Ibid）。

アイゼンハワー政権は、56年2月に原子力の平和利用を世界大で推進するために、総計で20トン、ユーラトムに対しては5トンのウラン235を販売することを発表した（FRUS, 1955-57, Vol.20: 320）。さらに、ユーラトム支援が政府方針となったことで改めてAECがユーラトムへの核燃料支援策を再検討したところ、この5トンのウラン235ではユーラトムが必要としている核燃料の総量には不十分であるので、その後も追加的な支援が必要であると、AECは国務省に逆に提案した（FRUS, 1955-57, Vol. 4: 424-6）。そして同年11月には、ウラン235を安価にユーラトムに提供することが、アメリカ政府から正式に提案された。

アメリカのユーラトムに対する政策の転換の意味は次章でも扱うが、アメリカによる安価なウランの提供の表明によって、フランス以外の五カ国は莫大な予算が必要な同位体分離工場の共同建設に尻込みするようになった<sup>18</sup>。アメリカからの二国間協定ないしはユーラ

<sup>15</sup> « Rapport du groupe de travail chargé de l'étude des problèmes relatifs à la construction d'une usine de séparation isotopique de l'uranium », Bruxelles, le 14 janvier 1956. ACM. CM3/NEGO, 177.

<sup>16</sup> Rapport Spaak, Chapitre 2, section 2 : Les installations communes.

<sup>17</sup> Memorandum for the President, « European Integration and Atomic Energy », January 9, 1956. Princeton University Library, Dulles-Herter Series, in EUI, JMAS, 33. [FRUS, 1955-57, Vol.4 : doc.147]

<sup>18</sup> Télégramme au Départ, « Conférence de Bruxelles », Paris, le 8 janvier 1956. MAE, Pactes, 255. 57年1月4・5日の会議で、アメリカが一層安価で、しかしアメリカの管理下に置かれるウランの提供によって同位体分離施設の政策に五カ国は参加しなくなると報告する電報の欄外には、「Ce politique US avait réussi à nous empêcher de construire cette usine ! (このアメリカの政策によって我々が施設を建設するのが邪魔された!）」という手書きの書き込みがなされている。

トムを通して濃縮ウランを調達できれば、五カ国にとっては経済的にも望ましかったからである。他方で、このようなアメリカから提供される濃縮ウランは、先に触れたように、アメリカの査察下に置かれることになった。フランスはこのアメリカからの攻勢に対抗するべく、一層即急な同位体分離施設の建設を提案し続けた。56年12月、フランスは、ユーラトム条約の発効よりも早い57年7月1日に同位体分離施設の建設を開始することを五カ国に提案する<sup>19</sup>。この問題はローマ条約が調印される直前の57年1月の外相会談どころか<sup>20</sup>、2月の六カ国首脳会談においても解決せず、同年3月に調印されるローマ条約（ユーラトム設立条約）においても、同位体分離施設の建設についての具体的な文言は盛り込まれることはなかった。それどころか、ユーラトム設立条約ではユーラトムにおいて共同で設立される機関が保有する権限についてなんら具体的な規定が設けられていなかった。もとより設立条約は枠組み法であるが、超国家性の程度やこの同位体分離施設の建設などをめぐって激しく対立した六カ国は、そのような形でようやく妥協することが出来たのである。

同位体分離施設の共同建設については、最終的に57年5月の専門家グループでの協議において、五カ国がその建設に対して否定的な立場を変えなかったことで、実質的にこの問題は建設が実現しない形で決着を見た（藤木-II、20）。しかし、それから2か月後のユーラトム条約の批准のためのフランス国民議会の承認の際に、フランスはこの共同濃縮施設の建設が六カ国で実現されない場合には一国で建設することが承認の条件とした<sup>21</sup>。ヨーロッパ共同でのウラン濃縮、つまり核エネルギーの域内調達の夢はここで敗れたが、夢はヨーロッパからフランスに縮小して、一国での核計画の遂行が続くことになる。

#### 小括：ユーラトムの権能の交渉による変化

以上、ユーラトムは交渉当初の思惑から交渉を経ることで大きくその制度目標や主要政策を変えている。原子力の排他的平和利用レジーム、ヨーロッパ版のアチソン＝リリエントール構想としてのユーラトムは、軍事利用の例外規定を設けることでフランスの国家的な核開発の手足を縛る方策は巧妙に回避され、当初の超国家性は減退し、研究開発に必要な核分裂性物質の域内確保も困難な、しかし一定程度の核物質に対する管理・制度設計上一貫性を欠いた国際的原子力部分管理体制として成立するにとどまったのである。

表1：ユーラトム交渉の推移

	交渉当初	交渉結果
平和利用のみか否か	平和利用のみ(モネ)	軍事利用の例外規定
核物質の所有権	ユーラトムが独占的に所有・調達・管理	各国に所有権が留保 例外的なユーラトムの所有
ウラン濃縮工場	共同での開発	計画の放棄
主目的	欧州域内の原子力産業の育成	ヨーロッパ域内での原子力発電

### 第三章 自立 — ヨーロッパ・オプションの起源？： 査察権の復活と米国＝ユーラトム協定

CEA や国防省など、フランスにおいて核の軍事開発に従事する人々にとって、このよう

<sup>19</sup> Note, « Construction d'une usine européenne de séparation isotopique », Paris, le 13 décembre 1956. ACM. CM3/NEGO, 178.

<sup>20</sup> Télégramme au Départ, « Conférence de Bruxelles », Paris, le 8 janvier 1956. MAE, Pactes, 255.

<sup>21</sup> この時同時に、第二次原子力五か年計画が提示され、このフランスの濃縮施設のための初年度経費が250億フラン計上された（ゴールドシュミット、1980:196）。

なユーラトムの姿は当初の期待を裏切るものだったであろう。同位体分離施設の建設には実際の所軍事的な含みがあり、フランスとヨーロッパがとりわけアメリカからの影響を排して独自の路線を追求できるようになるためには、数年スパンの日程と膨大な予算を必要とする濃縮ウラン設備の建設は、ヨーロッパとフランスの自立の確保ために支払わなければならないコストだったのである<sup>22</sup>。そのような施設建設への言及のないユーラトム設立条約は、フランスにとって意味のない条約も同然だった（しかしだからこそ、1958年6月、第四共和制が崩壊しド・ゴールの第五共和制が登場したとき、ド・ゴールはユーラトムの殆ど無害の仕組みとして容認したともいえる）。

このように、ユーラトムにはヨーロッパを統合させる以上に、アメリカからヨーロッパを自立させる作用が本来はあった。このような自立の問題は、しかし、ユーラトムが成立した後も続く。アメリカの対ユーラトム政策の転換と、それに続くユーラトム側の対応、とりわけ三賢人報告書の提出に伴うユーラトムの主目的そのものが修正されることで登場した新しい論点に関わっていた。その論点とは、58年に締結された米＝ユーラトム協定において、ユーラトムに核分裂性物質（鉱石および燃料）に対する独自の査察権を付与するかどうか、という問題だった。

### 三賢人報告書

ユーラトムに直接的にアメリカの意向が反映されるようになる契機となるのが、「三賢人 (Trois Sages)」報告書であった。三賢人とは、1956年11月に共通市場およびユーラトムに向けた政府間会議の政府代表会談で決定された、特別なワーキンググループだった。三賢人に委託された任務とは、ユーラトム設立後の10年間すなわち67年までにヨーロッパ諸国は核エネルギーでどれくらいの発電能力を達成することができるのかを算定すること、その実現のために実現可能な計画を策定することだった。三賢人は、この任務のために英米を含む域内外の専門家への聞き取り調査を行う権限が与えられた。三賢人に選ばれたのは、元フランス国鉄総裁のルイ・アルマン（後に初代ユーラトム委員長に就任）、西独出身の ECSC 副委員長のフランツ・エツェル、イタリア原子力研究委員会元委員長のフランチェスコ・ジョルダニの三名だったが、三賢人はこの三名からのみ成るのではなく、事務局が設置され、そのトップにはモネの側近であるマックス・コーンスタムが就任した。この三名は六カ国内外の原子力発電の開発の現状を精査して、この任務を果たそうとした。三賢人の活動の頂点に当たるのが、57年2月に実施された訪米であった。

この三賢人の訪米の調整をしたのは他ならぬモネだった。そもそも訪米は国務長官のダレスからの招待という形で行われたが、モネは三賢人の訪米に随行するコーンスタムにコンタクトすべき国務省の高官の人選を指示した<sup>23</sup>。さらに事前交渉で、ユーラトムに消極的だった AEC 議長のストロースへの説得に当たったのは、モネ自身だった<sup>24</sup>。三賢人の訪米に際して何が重要だったのかといえ、アメリカによるユーラトムへの明確な支持を得ること、そしてのちに三賢人の報告書に盛り込まれる野心的な発電計画の実現に必要な核燃料の供給をアメリカが保障する言質を得ることだった。

57年2月4日、長官のダレスを始めとして、国務省の対欧州および対原子力問題担当の高官達と面会した三賢人に対して、ダレスはユーラトムの計画を、政治的なヨーロッパ統合

---

<sup>22</sup> ギヨマのインタビューによると、彼は「もし同位体分離施設——軍事的な下心があるが——のための予算を頂けないのであれば、原子力条約なんて批准しちゃだめだ」とローマ条約調印に立ち会ったジョルジュ・ギーユ原子力担当相に対して語った。ギヨマが濃縮ウランを発電ではなく原子爆弾の開発に用いようとしていたのは、周知のこととなっていた。Interview de Pierre Guillaumat, le constructeur de la bombe française, 1986.

<http://sniadecki.wordpress.com/2013/09/24/guillaumat-nucleaire/>

<sup>23</sup> EUI, MK, 9.

<sup>24</sup> MemCon with JM, Secret, January 18, 1957. EUI, JMAS, 33. [Princeton University, JFD Papers, 1952-59]

を完全にするものとして全面的な賛同を表明した<sup>25</sup>。同日、AECのウィラード・リップレイと会談した際には、リップレイから三賢人の計画は野心的だが実現可能な計画との回答を引き出した<sup>26</sup>。その二日後の2月6日、三賢人はアイゼンハワーと会談し、アイゼンハワーはヨーロッパ統合の重要性を最大限の賛辞を込めて語った (*FRUS, 1955-57, Vol.4: 517*)。さらに、ストローズに三賢人報告書の計画の実行に必要な核燃料は充分かどうかを尋ね、ストローズは、アイゼンハワーの問いに「三賢人が必要とする十分な量をこのいま保障を与えることができる」と答えた (*Ibid*)。その後AECは、アメリカ側がユーラトムに提供する内容として、「ユーラトムの計画で必要な全てのプルトニウムを、一定期間中低金利低価格で提供する保障を与えること」と明記して、ユーラトムへの支援を約束した<sup>27</sup>。

政治的かつ技術的なアメリカの確固たる支援を確認した三賢人は、57年5月、すなわちローマ条約調印から二か月後に報告書を提出した。『ユーラトムの目的』と題するこの報告書において、67年までの今後10年間で1万5千メガワットの電力が必要となること、そのためにユーラトム諸国はそれだけの電力を創出する原子炉を即急に建造し、必要な燃料を確保しなければならないことが主張された<sup>28</sup>。燃料として当座必要なのは濃縮ウランであるが、それは英米から供出されるのが現実的であり、それゆえ原子力技術で先進国であるカナダを含めた、アメリカ・イギリス・カナダ三国との緊密な協力を構築する必要があると述べられた。

つまり、設立条約（ローマ条約）が共同体の組織設計図と基本的な目的を掲げるにとどめる枠組み法として成立したのに対して、この三賢人報告書は、具体的でかつ日程を組み込んだ作業計画方針だった。どちらがローマ条約発効後のユーラトムの優先的な政策順位となるのかについて、公式の表明はなかったが、実際の所それは明らかだった。設立条約には組み込まれなかった、つまりローマ条約設立交渉において六カ国がある程度の妥協点として合意した内容から外れた、原子力発電の導入と米欧協力（「米国＝ユーラトム」を以降は簡潔に米欧と記す）は、ユーラトムの主要な目的の一つとしてこうして急きょ浮上したのである。

#### 米欧協定と査察をめぐる議論

1958年1月1日にローマ条約は発効し、ユーラトムは機構として発足、三賢人の一人アルマンがユーラトム委員長に就任した。これは、三賢人路線がユーラトムの主要政策として優先的に遂行される流れを後押しした。米欧間の協定において、現実にアメリカから核燃料が調達されるのであるから、まずユーラトムが即急に実現しなければならないのは、この核燃料の管理のみならず、保障措置 (Safeguard) と査察 (Inspection) のシステムを整備することだった<sup>29</sup>。これは、ユーラトム交渉の中では不十分にしか実現しなかった権能が、米欧交渉の中で復活したことを意味した。他方でアメリカは58年2月に、米欧協力の国際協定化を提案し、その準備協議のための米欧合同作業部会 (Joint United States Euratom Working Party) が設置されることとなった<sup>30</sup>。ヨーロッパ側は、保障措置および査察をユーラトムが主体と

<sup>25</sup> « Short Note on the Meeting Between the Wise Men and the Secretary of State », Strictly Confidential, 4 February, 1957. EUI, JMDS, 119; *FRUS, 1955-57, Vol. 4: 512-5*.

<sup>26</sup> Note on the conversation on February 4, 1957 with Mr. Jerry Smith and Mr. Elbrick. EUI, JMDS, 119.

<sup>27</sup> United States Atomic Energy Commission, March 29, 1957, “Supplementary suggestions on Assistance that could be offered by Euratom”. EUI, JMDS, 119.

<sup>28</sup> *Un objectif pour Euratom*, pp. 23-29.

<sup>29</sup> « Euratom : First Phase », s.d. EUI, JMDS, 120 ; *Projet de lettre au Conseil de Ministre, Luxembourg, le 27 mars 1958, EUR/C/1003/58 e/es*. EUI, MK, 15. なお、これらの文書では保障措置 (Safeguard) と査察 (Inspection) を含めたより大きな概念として Security Control という用語を使用しているが、どれも意味内容は同じと思われる。保障措置とは、アメリカからユーラトムに供給された核分裂性物質が軍事という目的外使用ないしは転用されていないかを検査するという意味である。

<sup>30</sup> Euratom, Commission, « Commentaire de M. Krekeler, Commissaire européen, sur le projet d'accord

なって実施することを主張した。そのような管理権をユーラトムが発揮しえないのであれば、ユーラトムという制度自身に深刻な悪影響が出るからである<sup>31</sup>。核分裂性物質の管理は、本来は、同時期に設立される IAEA によってなされることが理想的だった。しかし、実際には IAEA のルートを経ない核分裂性物質には保障措置の対象から外れ、また現実的にも核エネルギーの国際管理構想は挫折の連続だった。その点でも、地域的な限定を付けながらも包括的で強力な査察権をユーラトムに付与し、そしてそれが実際に成功するのであれば、真の意味での国際的管理を実現する途を拓くことにもつながるといえるのである<sup>32</sup>。

この交渉は、58 年の上半期中には終結するかに思われた。しかし、実際の所 AEC の内部では、この米欧協定の査察権をめぐる不満の声が高まっていた<sup>33</sup>。58 年 6 月 8 日、ニューヨーク・タイムズ (NYT) 紙は突如、米欧交渉がこの査察権をめぐる紛糾していることを報じた<sup>34</sup>。これは、査察権がユーラトム側に独占的に付与されることに反対していた AEC 議長ストローズによるリークだった (Mallard, 2009: 155-6)。このリークが明らかにしたことは、この米欧協定をめぐる交渉では、AEC はユーラトム側に査察権はアメリカ自身が保持することが協力の前提条件であると主張したのに対して、ユーラトム側がこれを拒否していたことだった<sup>35</sup>。AEC にとって、ユーラトムの査察権の付与は二重の点で国際的な懸念を呼び起こすものだった。第一に、ユーラトムに独自の査察権を与えることは、アメリカの支援の下で設立される IAEA の国際的査察システムの権威を弱めることにつながりかねないことだった<sup>36</sup>。第二に、ユーラトムに独自の査察権の保有を認めさせれば、ソ連も同様の組織を作って独自の査察権を要求するのではないか、という懸念だった<sup>37</sup>。

NYT 紙での記事に驚いた、かつて核エネルギーの国際管理を提唱したバルークは、アイゼンハワーに書簡を送り、ユーラトムへの独自査察権の付与の反対を表明した (Mallard, 2009: 156)。ストローズが拒否していたのは、実際の所アメリカ以外のアクターへのすべての査察権の付与であり (Mallard, 2009: 156)、モネはこの流れに抗すべく、コーンスタムをはじめとする欧州合衆国委員会メンバーに対し、米欧間の権利平等の観点から、ユーラトム域内での査察権の保持を主張することを強く求めていた<sup>38</sup>。この問題は最終的に、コーンスタムとアメリカ駐 EEC 大使のウォルトン・バターワースが 6 月 12 日に秘密裏に会談し、アメリカ側がユーラトムへの査察権の付与を認める形で決着させることとなった (Mallard, 2009: 156)。そして、アメリカ外交を混乱させた責任を取る形で、ストローズはその一週間後に AEC 議長を辞任し、同月 23 日には米欧協定法案は米国議会に提案された。同法案が批准されたのは、58 年 8 月 20 日のことであり、実際に発効するのは同年 11 月のことであった。

このように、ユーラトム交渉の中ではいったん消滅したユーラトムの査察権限は、アメリカとの二国間協定の中で復活した。この時点まで、濃縮ウランやプルトニウム等といった核分裂性物質のアメリカからヨーロッパに向けた技術移転は、全て AEC 管理下の査察に服することになっていったが、この時になって初めて、ユーラトムは、域内における保障措置、すなわち核兵器製造を含むあらゆる軍事目的への使用を行っていないかどうかの監査を行

---

EURATOM/USA présenté au Conseil de Ministre, le 15 avril 1958 », Bruxelles, le 14 avril 1958. EUI, MK, 15.

<sup>31</sup> Joint United States Euratom Working Party, Luxembourg, April 4, 1958. “Note on Control”. EUI, JMDS, 120.

<sup>32</sup> Ibid.

<sup>33</sup> Letter from Max Kohnstamm to Admiral Lewis Strauss, Washington, May 7, 1958. EUI, JMDS, 120. この書簡でコーンスタムは、保障措置をめぐる交渉において、アメリカ側の反対を和らげてほしいと暗にストローズに対して求めている。

<sup>34</sup> *New York Times*, June 8, 1958. Page 1 and 31.

<sup>35</sup> Ibid.

<sup>36</sup> Ibid.

<sup>37</sup> *New York Times*, June 9, 1958.

<sup>38</sup> Lettre de la part Jean Monnet, le 2 juin 1958. EUI, JMDS, 120.

う権限を有したのであった (Mallard, 2009: 142-3)。この保障措置権限のユーラトムへの付与は、ダレスをはじめとする国務省内のヨーロッパ統合支持派が懐疑派の AEC の反対を排さなければ実現しなかった。他方で、ヨーロッパ側にとって保障措置権限は、ユーラトムに命を吹き込むために必要不可欠な権限だった。超国家性も、域内調達の独占も、同位体分離施設の共同建設も、当初の目的が全て失われたユーラトムにあって、保障措置権限は、共同体によって行使しえる、残された数少ない権限だったのである。

このユーラトムに対する固有の保障措置権限の付与は、その後の核秩序の成立において一定の役割を果たす、68 年の NPT に組み込まれるユーラトムの保障措置の起源だった。

#### 第四章 拡散 ― ユーラトムの漂流 : FIG 構想からド・ゴール路線へ

##### ユーラトムの挫折

このようにユーラトムは、フランスが望んだような、ヨーロッパレベルでの一元的な核物質の所有・調達・運用を行いながら加盟国の原子力産業の育成を支援する枠組みではなくなった。しかし軍事的な利用については、実質的なフリーハンドを得ても、形式的な制限は残った。そして三賢人報告書の提出以降、ユーラトムは実質的にアメリカの軽水型炉 (PWR) とアメリカが提供する濃縮ウランを輸入・消費するための管理体制へと変貌したのである<sup>39</sup>。

実際、1958 年の発足以降、本来ユーラトムの主要目的だった原子力分野の研究開発では、共同体による研究開発計画の取りまとめがうまくいかず、68 年頃には共同体の研究開発計画自体が成立しなくなっていく<sup>40</sup>。しかも、ユーラトム諸国へのアメリカ型原子力発電の導入は実際の所、限定的だった。これは、ユーラトムの設立に当たっては、主としてスエズ危機に伴うエネルギー供給の断絶のリスクを念頭に石油から原子力へのエネルギー転換が謳われたにも関わらず、60 年には石油価格はそれほど高騰せず、莫大な投資が必要な原子力と比べて石油発電のデメリットは急速に意識されなくなったからだった。この頃には、ユーラトムは明確に「失敗」が語られるようになった。ユーラトムが管轄する原子力エネルギーは、EEC 中のエネルギー総局との関係から、EEC の共通エネルギー政策の中の一部門に吸収されるようになるのである。

##### 「裏ユーラトム」としてのコロン・ベシヤール協定 (FIG : France-Italy-German 構想)

フランスが (特に国防省と CEA が) このようなユーラトムの様式に不満だったことは想像に難くない。それゆえかどうかは不明だが、フランスの特に軍部は、ユーラトムで本来実現されるはずだったヨーロッパ大での核戦力の構築を視野に入れた軍事利用の協調枠組みを、もう一方で作り上げようとした。それが、1957 年 1 月 17 日にフランス国防相モーリス・ブルジェ＝モーヌーリと西独国防相フランツ＝ヨーゼフ・シュトラウスの二者間で合意された覚書、いわゆるコロン・ベシヤール協定である<sup>41</sup>。この協定では、共同軍備生産、戦略提携など各種の国防政策上の提携を独仏二国間で行うことが規定されていた。中でも、共同での兵器開発では、「新型兵器」の開発を含むとされていた。これが核兵器を意味するかどうか明確な文書は残されておらず、またフランス外務省はこの覚書では核兵器の独仏

<sup>39</sup> アメリカからユーラトム諸国への米国型原子炉の導入がどのように進んだのかについては、さらに詳しい調査が必要だが、アメリカが当初期待したような導入は進まず、さらに米欧間の交渉は継続した。EUI, JG 224.

<sup>40</sup> « Activité future de l'Euratom », R/2112 f/68 (PV/CONS/R 11). Procès-Verbal de la 53<sup>ème</sup> session du Conseil tenue à Bruxelles, le 28 jeudi novembre 1968. ACM. CM2 1968, 51.

<sup>41</sup> Secret, Colomb-Béchar, le 17 janvier 1957. Protocole entre le Ministre de la Défense nationale et des forces armées de la République française et le Ministre de la Défense de la République fédérale allemande. AN, 580 AP, 13.

提携を意味しないと考えていたが (Soutou, 1994: 132)、実際の所、その解釈は戦略的曖昧さを隠しきれなかった。この時点での共同開発を想定する各種装備は列挙されており、もっとも多く挙げられていたのは通常兵器の充実、特に空対空、地対地、地対空等の各種ミサイルだった<sup>42</sup>。コロン・ベシヤール協定の第一草案は、56年11月の独仏首脳会談でモレがアデナウアーに手交したとされる文面と言われる<sup>43</sup>。アデナウアーは核問題に関してはシュトラウスに委任し、そのシュトラウスはヨーロッパ安全保障には NATO 駐留軍の核武装が必要と56年12月の北大西洋理事会で発言するなど<sup>44</sup>、ヨーロッパ自身の核武装に対して非常に積極的だったことは知られていた。またこの56年12月の時点の草案では「新兵器」に対する言及はなかった<sup>45</sup>。つまり、合意された57年1月の文面は第一草案より踏み込んだものになっており、その射程に核兵器を含めていたことは想像に難くない (Soutou, 1994: 132)。この57年1月というのはまだローマ条約の調印前であるが、ユーラトム交渉で断念され、かつあれほど独仏間の対立要因となった原子力の軍事利用目的について、独仏は二国間協定の形で推進することがここで秘密裏に合意されていたのである<sup>46</sup>。

さらにこの協定を元として、同年11月にはイタリアを含めた三国での広範な軍備協力協定が結ばれた (DDF, 1957-II, doc. 380)。この協定はしばしば FIG (French-Italy-German) と呼ばれるのだが、コロン・ベシヤール協定を FIG に発展させたとき、これらの協定は実質的な政府間協定といえるものとなった (Soutou, 1994: 147)。この三カ国による秘密協定では、明確に「核エネルギーの軍事利用」に取り組むことが定められた (DDF, 1957-II, doc. 380)。FIG 構想はさらに、具体的な計画の実現に取り組むようになる。同位体分離施設、すなわちウラン濃縮工場の共同建設である。58年4月に独仏伊三カ国は、この協定をさらに発展させて、フランスのピエラットにおける同位体分離施設の建設を含むより具体的な核提携協定に乗り出したのである (Soutou, 1994: 155)。その建設のために、独仏はそれぞれ建設費の45%を、イタリアは10%を負担することとされた (Ibid)。この構想は、ユーラトム設立交渉においてフランスが同位体分離工場の共同設置を要求したにも関わらず、56年11月のアメリカによる安価なウラン235の供与と欧州価格の不利を認める三賢人による57年5月の報告書によって、実質的に棚上げされた計画の復活を意味した。ここで製造されるプルトニウムは、既に南仏マルクールに設立したプルトニウム抽出施設の分と合わせて、原子爆弾のみならず水素爆弾および原子力潜水艦用燃料を調達できるものとされた (Ibid)。こうして独仏伊は、ユーラトムの本来の構想に立ち戻るような、野心的なヨーロッパ核戦力の創出を可能とする協力枠組みを作り上げようとしたのである。

#### FIG：ヨーロッパ核戦力かそれとも大西洋同盟の補強か？

このようなコロン・ベシヤール協定／FIG 構想の進展とユーラトム交渉の進展を合わせると、間接的ながらも、コロン・ベシヤール協定とは、独仏間での軍事協力の路線の中にユーラトムで実現できなかったことを、秘密裏に、かつ国防省主導で進めようとした計画であることが浮かび上がってくる。このコロン・ベシヤール協定は独仏両国防相間の覚書であり、

<sup>42</sup> Suggestions d'Accords particuliers à soumettre au Comité militaire. Ibid.

<sup>43</sup> ただし、11月のこの第一草案は残されていない。

<sup>44</sup> C-VR(56)75, Verbatim Record of the Seventy Fifth Meeting of the Council held on Friday, 14<sup>th</sup> December, 1956 at the Palais de Chaillot, p.10. Online NATO Archives.

<sup>45</sup> « Coopération franco-allemande dans le domaine des conceptions militaires et des armements. Protocole signé à Colomb-Béchar le 17 janvier 1957 », 26 février 1957. AN, 580 AP, 13.

<sup>46</sup> ここでは詳述できないが、フランスと西独は1956年4月以降、特にフランス側のイニシアティブで共同兵器製造を含めた軍事協力を模索していた。この軍事協力は、1)軍組織制度と幹部教育、2)研究開発、3)武器生産、3)技術教育の四領域で進められることが期待された。ただし、ここでの共同武器生産の対象には、核兵器は含まれていなかった。また残された史料からは、少なくとも56年の時点で核兵器が明示的に除外されていたかも不明である。Mémorandum français du 28 avril 1956. AN. 580 AP, 16.

この段階ではまだ政府間協定とは言えなかった<sup>47</sup>。フランス側については、首相の了承は得ていたものの、閣議レベルでの議論は行われず、また外務省も外された形で協定内容は定められた<sup>48</sup>。また西独についてもこれは同様で、この覚書の内容を西独が政府として了諾することは高いハードルと思われた。

それにしても、ギヨマがドイツに核兵器を供与するのはソ連に開戦口実を与えるので絶対に避けると断言していたのもかわらず<sup>49</sup>、なぜこの時期にフランスは積極的にドイツに対して秘密協定を進めようとしたのか。この点についてストゥは、1956年の年末にフランスを取り巻いた全般的な外交危機の影響を指摘する (Soutou, 1994: 133)。それは第一にスエズ危機の際の米ソの共同歩調の影であり、第二に56年以降のアルジェリア戦争の泥沼化だった。特にブルジェ＝モーヌーリはこの時期、アメリカに対して極めて強い不信感を抱いており、それが独仏間の核提携の試みへと舵を切ったというのであった (Soutou, *ibid*)。

しかし、ブルジェ＝モーヌーリが首相に就任するために国防相を辞任した57年5月以降、コロン・ベシヤール協定から反米的な要素は抜け、この構想はむしろ大西洋同盟の改革と強化を同時に志向する方向に転換していった (DDF, 1957-II: 718)。それは、この時期 NATO 理事会で話し合われていたアメリカが供与する戦術核を同盟国に配備 (備蓄) する問題と関わっていた。57年12月の北大西洋理事会で、中距離弾道ミサイル (IRBM) のヨーロッパ配備ならびにヨーロッパ内での核兵器製造を含む広範囲にわたる NATO 核協力が、アメリカから提案された (DDF, 1957-II: 927)。フランス軍部はこのアメリカの提案に魅力を感じていたばかりか<sup>50</sup>、フランスは原子力潜水艦用の核燃料の供与をアメリカから得るための仏米二国間交渉を行っていた。そもそも FIG 協定が結ばれたとき、FIG にはイギリスをはじめとする NATO 同盟国が後から加盟することが合意されていた<sup>51</sup>。さらに、この57年12月の北大西洋理事会の席上でフランスのガイヤール首相は、FIG 構想の存在を同盟国に宣言した (DDF, 1957-II, 930)。それはつまり、FIG 構想が NATO に矛盾する計画ではないことのアピールだった。FIG という枠組みでまず大西洋同盟の中での独自の兵器の共同研究と共同製造を容認させ、かつ同盟国に対する情報提供の平等性を主張することで、以ってアメリカからのより高度な技術移転と緊密な提携を可能にすること、これが FIG 構想の目的の一つだった (DDF, 1957-II, 718)。

しかし他方で、FIG が持つ核エネルギー提携上の野心は、もう一方で注目すべきものがあった。のちにより一層ヨーロッパ核戦力を求めることとなるシュトラウスの回想によると、FIG 協定締結時において仏国防相シャバン＝デルマスが、パリ条約時の西独の ABC 兵器自製の抜け道として FIG が使えることを示唆してきたという (Strauß, 1998: 348)。このシュトラウスの回想は興味深く、57年11月の独仏伊協定の際に、三カ国が「核エネルギーの軍事利用」について合意したこの文面は、実はもともと「核弾頭 (Atomsprengekörpern)」だっ

<sup>47</sup> Lettre du Ministre des Affaires Etrangères à M. le Ministre de la Défense nationale et des Forces armées. « Coopération franco-allemande dans le domaine des conceptions militaires et des armements. Protocole signé à Colomb-Béchar, le 17 janvier 1957 ». 26 février 1957. AN, 580 AP, 13. ピノーはブルジェ＝モーヌーリに対して、コロン・ベシヤール協定を真の政府間協定に発展させる必要性を説いているが、これはコロン・ベシヤール協定が政府間協定といえる代物ではなかったことを傍証している。

<sup>48</sup> 外務省条約局 (NATO 担当局) は、このコロン・ベシヤール協定の調印が同局から外されて進められたことを明記している。Service des Pactes, Note, « Accord tripartite franco-germano-italien sur la production d'arme nouvelles », Paris, le 17 janvier 1958. AN, 580 AP, 16.

<sup>49</sup> Interview de Pierre Guillaumat.

<sup>50</sup> ただしその魅力とは、抑止力としてのそれよりも、欧州に配備されるこのアメリカの核弾頭に関する機密情報へのアクセスにあった。Direction Politique, Service des Pactes, Note, « Négociation à entreprendre avec les États-Unis au sujet des armes modernes », 6 janvier 1958. AN, 580 AP, 16.

<sup>51</sup> Ministre de la Défense National et des Forces armées, Cabinet du Ministre, « Point sur l'accord tripartite du 28 novembre ». Paris, le 17 janvier 1958. AN, 580 AP, 16.



たのだが、このパリ条約時の拘束ゆえに、「核エネルギーの軍事利用」というより一般的な単語に置き換えられたというのである<sup>52</sup>。またフランス外務省においても、アメリカがヨーロッパの安全保障の全てを提供すると考えるのは「幻想」であり、その対策のためにはヨーロッパ独自の核戦力が必要であるという議論は浮上していた<sup>53</sup>。しかしそのための技術は、まだアメリカに依存せざるを得なかったのである。

#### ド・ゴールの復活：断絶と継承

このように野心的な FIG 構想だったが、しかし同位体分離工場建設に関する覚書が締結された 1958 年 4 月以降、アルジェリア情勢を受けてフランスの国内政治は混乱の一途を極めることになる。そしてついに 5 月に第四共和制は崩壊し、ド・ゴールが政権に復帰した。政権復帰したド・ゴールは、フランス国防戦略の再策定にすぐさま乗り出した、そして、この FIG 構想は、政権復帰から間もない 58 年 6 月 17 日の国防会議において、その破棄が決定された。ド・ゴールが FIG の代わりに選択したのは、フランスの一国による核戦略、いわゆる抑止力 (Force de Frappe : FdF) だった。

こうして、ユーラトムの原子力機構——すなわちある種のヨーロッパ・オプション——は最終的に否定され、民生と軍事の役割分担の構図はここに確定した。そして、第四国問題の対象がフランスに定まる一方で、西独はフランスというルートを通して核に触れるルートを途絶されることとなる。たしかに、その後もフランスは FdF を西独に提供してこれをヨーロッパの核兵器とすることを匂わせることで、西独、特にシュトラウスの関心を引き続ける。しかし、この路線は 63 年 1 月のエリゼ条約の締結と並行して進められた独仏国防相協議の中で正式に否定された (川嶋、2007: 第四章)。とはいえ、確かにフランスは FdF を選んだ一方で、63 年のエリゼ条約成立までは、この問題はさらに錯綜を極める。ド・ゴールは政権復帰直後から NATO の改革案を考えており、58 年 9 月には有名な秘密覚書を英米に提出する。この覚書は、アルジェリア独立戦争の激化の中でフランスの「国土」の地理的単位とそのヨーロッパ的役割の再定義を模索する中で、フランスの世界的役割を志向するものだった (川嶋、2006)。

ド・ゴールは否定するが、ここにあるのは彼が否定して止まなかった「核クラブ」への志向性である。というのも、この覚書の発想は、核保有国家のみが核時代における大国であり、(その時点ではまだ保有していなかったが) 核を保有するフランスは、大陸西欧諸国とアフリカを指導するにふさわしい国際的な地位を得なければならず、そして英米仏の三カ国は NATO の管轄領域にとどまらずにグローバルな影響力をそれぞれ地理的に固有な領域に発揮するべきである、というものだったからである。NATO 覚書提出後に、密かにド・ゴールが求めた英米仏三カ国による国際問題への対応協議 (Tripartite Talk) が始まるが、このようなド・ゴールの思考は、核兵器を所有し、核エネルギーを高度に使いこなせる国家とそうではない国家との間に階層的な関係がもたらされ、そのような階層性の中で大国は指導力を発揮しなければならない、という考えに基づいていたと言えるだろう。これは、核エネルギーに対する取扱いをめぐる、国家間の平等性を主張したアデナウアーやモネの考えと真っ向から対立するものだった。このような対立を解決し、ヨーロッパの核秩序を確定するには、多角的核戦力 (MLF) 構想という、あともう一波乱が必要だった。

## おわりに

ユーラトムは当初、軍事的な意味と民生的な意味の双方を含んだ原子力共同体として設

<sup>52</sup> シュトラウスのこの回顧は 58 年 4 月の独仏伊会談の頃の話になっているが、内容としては 57 年 11 月と思われる (Strauß, 1998: 348)。

<sup>53</sup> Service des Pactes, Note « Défense européenne », 20 février 1957. AN, 580 AP, 16.

立されることが志向された。ここでは、西ドイツが民生・軍事の両面で封じ込められる一方で、原子力共同体は核分裂性物質に対する超国家的な管理権を保有し、共同でのウラン濃縮工場を建設し稼働させることで、独自の核燃料の調達も可能となることが構想された。この原子力共同体は、他方で、少なくともモネの考えでは原子力エネルギーは平和的な利用に限られており、ユーラトムの成功は統合の成功を意味していた。ダレスを始めとする親統合派がアメリカのユーラトム政策の舵取りを握ったことで、ヨーロッパは最初から非常に有利な立場を享受していたと言えるだろう。その意味でもユーラトムは、IAEAの地域的サブシステムという位置づけを最初から得ていた国際的原子力管理体制でもあった。

しかし、このようなユーラトムの姿は、交渉が進むにつれ、核エネルギーに対してそれぞれに異なる思惑を持つ六か国間の対立や、核燃料保有についてのヨーロッパの独自性の回避を求めるアメリカの姿勢が合わさって、超国家的な原子力管理レジームは殆どの項目で骨抜きにされた。米欧協定における保障措置のリバイバルを経て、辛うじて民生レベルでの査察権限を得るに至ったのである。しかしこの権限は、当時それほどの特権があるものとは思われず、ユーラトムの活動は低下する一方だった。つまり、ユーラトムの成立自体は、ヨーロッパの核秩序を確定させるには至らず、原子力エネルギーの民生利用の枠組みを定めた、小さなピースを作り上げたにとどまるものだった。

しかし同時に、そのユーラトムに保障措置という軍事領域にもつながる仕組みが備わることで、その機能不全にもかかわらず、ユーラトムはグローバルな核秩序の地域的な担い手になったのである。というのも、核秩序を安定させるためにはより重要な軍事利用の枠組みを定めることが必要だったが、そのような枠組みとしてその後定まるNPTにおいて、ユーラトムは重要な役割を担うことになるからである。

ユーラトム成立以降も、六か国とアメリカは、また別のヨーロッパにおける核秩序の構築を進めることに迫られた。その意味で、それまでのモネやダレスが求めたヨーロッパを否定し、フランスの核戦略を明確な「抑止力」戦略に定め、そのために必要な核分裂性物質の自己調達を目指す長期的な原子力計画を掲げ、そしてNATOに新しい「核クラブ」を作ろうとしたド・ゴールの出現は、むしろ奇貨でもあった。核エネルギーがもたらすパワーの偏在と階層性の力学と、それに対抗的な同盟間の権利の平等性の力学の中で、ユーラトムは、グローバルな核秩序の中の、民生と軍事をつなぐヨーロッパの地域的枠組みを形作り始めるようになるのであった。

(本論稿は、2014年度日本国際政治学会部会「NATO核共有制度の起源——1956—1957年の同盟危機を中心に」の報告ペーパーに加筆修正を施したものである。また本論稿は、科研費(基盤研究B)「NATOにおける核共有・核協議制度の成立と運用」(研究課題番号25285053)および、政策研究大学院大学政策研究センター・リサーチプロジェクトの研究支援を受けた研究成果の一部である。)

## 参考文献

### 1. 文書館史料

The National Archives, Kew

Archives de Conseil des Ministres, Bruxelles/Firenze

CM2

CM3/NEGO

Archives Nationales, Pierrefitte-sur-Seine

Fonds Christian Pineau (580 AP)

Historical Archives of the European Union, Firenze

Jules Guéron Papers

Max Kohnstamm Papers [MK]

Jean Monnet American Sources [JMAS]

Jean Monnet Duchêne Sources [JMDS]

Ministère des Affaires Etrangères, La Courneuve

DE-CE

Pactes

Secrétariat General

The Digital National Security Archives

Online NATO Archives

### 2. Bibliography

#### 1) Documentation

CVCE *Le traité instituant la Communauté européenne de l'énergie atomique*

<http://www.cvce.eu/recherche/unit-content/-/unit/3cb9e142-6ac4-4184-8794-fe3cf619cf33/93af2dd2-aaad-419b-9379-f0f55f8c64e5>

*Documents Diplomatique française* [DDF], 1956 Tome I, II, III ; 1957 Tome I, II ; 1958 Tome I, II, Documentation française.

*Foreign Relations of the United States* [FRUS], 1955-57, Vol.4: Western European Security and Integration, United States Government Printing Office, Washington, 1986.

*Foreign Relations of the United States* [FRUS], 1955-57, Vol.10: Regulation of Armaments; Atomic Energy, United States Government Printing Office, Washington, 1990.

*Foreign Relations of the United States* [FRUS], 1958-60, Vol.7, Part I: Western European Integration and Security; Canada, United States Government Printing Office, Washington, 1993.

*Foreign Relations of the United States* [FRUS], 1958-60, Vol.7, Part II: Western Europe, United States Government Printing Office, Washington, 1993.

Strauß, Franz-Josef, 1989, *Die Erinnerungen*, Siedler, Berlin.[Taschenbuchausgabe, 1998]

*Interview de Pierre Guillaumat, le constructeur de la bombe française, 1986.*

<http://sniadecki.wordpress.com/2013/09/24/guillaumat-nucleaire/>

#### 2) Book and Article

Ahonen, Pertti, 1995, "Franz-Josef Strauss and the German nuclear question, 1956–1962", *Journal of Strategic Studies*, Volume 18, Issue 2, pp. 25-51.

Barbier, Colette, 1990, « Les négociation franco-germano-italiennes en vue de l'établissement d'une

- coopération militaire nucléaire au cours des années 1956-1958 », *Revue d'histoire diplomatique*, Vol.104, 81-113.
- Bossuat, Gqérard, 1996, *Europe des Français, 1943-1959: la IV<sup>e</sup> République aux sources de l'Europe communautaire*, Publication de la Sorbonne, Paris.
- Butler, Stuart A., 2014, "The Struggle for Power: Britain and Euratom 1955-63", *The International History Review*.
- Centre Virtuel de la Connaissance sur l'Europe (CVCE), « Plans for a European isotope separation plant ». [http://www.cvce.eu/obj/plans\\_for\\_a\\_european\\_isotope\\_separation\\_plant-en-a301dc90-6ffe-486c-84f4-e3a14da4ece8.html](http://www.cvce.eu/obj/plans_for_a_european_isotope_separation_plant-en-a301dc90-6ffe-486c-84f4-e3a14da4ece8.html)
- Conze, Eckart, 1990, « La coopération franco-germano-italienne dans le domaine nucléaire dans les années 1957-1958 : un point de vue allemand », *Revue d'histoire diplomatique*, Vol.104, pp. 115-132.
- Dietl, Ralph, 2002, " 'Une Déception Amoureuse'? Great Britain, the Continent and European Nuclear Cooperation, 1953-57", *Cold War History*, Vol.3, No.1, pp. 29-66.
- Dietl, Ralph, 2006, "In Defence of the West: General Lauris Norstad, NATO Nuclear Forces and Transatlantic Relations 1956-1963", *Diplomacy & Statecraft*, Vol.17, pp. 347-392.
- Dietl, Ralph, 2008, « Suez 1956 : A European Intervention? », *Journal of Contemporary History*, Vol. 43 (2), pp. 259-278.
- Eckert, Michael, 1990, "Kernenergie und Westintegration: Die Zähmung des westdeutschen Nuklearnationalismus", in Ludolf Herbst, Werner Bühner u. Hanno Sawade (Hrsg.), *Vom Marshallplan zur EWG: die Eingliederung der Bundesrepublik Deutschland in die westliche Welt*, Oldenbourg, München, pp. 313-334.
- Goldschmidt, Bertrand, 1967, *Les Rivalités atomiques*, Fayard, Paris [矢田部厚彦訳 『秘録 核開発をめぐる国際競争』 毎日新聞社、1970年]
- Goldschmidt, Bertrand, 1982, *The Atomic Complex: A Worldwide Political History of Nuclear Energy*, American Nuclear Society, Le Grange Park.
- Guillen, Pierre, 1989, « La France et la négociation des Traités de Rome : L'Euratom », in Enrico Serra (a cura di), *Il rilancio dell'Europa e i trattati di Roma, Actes du colloque de Rome, 25-28 mars 1987*, Bruylant, Bruxelles, pp. 513-524.
- Guillen, Pierre, 1994, « La France et la négociation du traité d'Euratom », Michel Dumoulin, Pierre Guillen et Maurice Vaïsse (dir), *L'énergie nucléaire en Europe. Des origines à Euratom*, Peter Lang, Bruxelles., pp. 111-129.
- Helmreich, Jonathan E., 1991, "The United States and the Formation of EURATOM", *Diplomatic History*, Vol.15, No. 3, pp. 387-410.
- Heuser, Beatrice, 1997, *NATO, Britain, France and the FRG. Nuclear Strategies and Forces for Europe, 1949-2000*, Macmillan, Basingstoke.
- Heuser, Beatrice, 1998, "European Dream of Franz Josef Strauss", *Journal of European Integration History*, Vol.4, No.1, pp75-103.
- Kaiser, Wolfram, 1998, « La question française dans la politique européenne et nucléaire britannique 1957-1963 », *Revue d'histoire diplomatique*, Vol. 112, pp. 173-204.
- Kriege, John, 2008, « The Peaceful Atom as Political Weapon: Euratom and American Foreign Policy in the Late 1950s », *Historical Studies in the Natural Sciences*, Vol.38, No. 1, pp. 5-44.
- Mallard, Grégoire, 2009, « L'Europe puissance nucléaire, cet obscur objet du désir », *Critique internationale*, n°42, pp. 141-163.
- Mallard, Grégoire, 2010, *Crafting the Nuclear World Order (1950-1975) : The Dynamics of Legal Change in the Field of Nuclear Nonproliferation*, Buffett Center for International and Comparative Studies Working Paper Series, No. 10-005.
- Mongin, Dominique, 2011, « Genèse de l'armement nucléaire français », *Revue historique des armées*, vol. 262. p. 9-19.
- Nuti, Leopoldo, 1990, « Le rôle de l'Italie dans les négociation trilatérales 1957-1958 », *Revue d'histoire diplomatique*, Vol.104, 133-156.

- Pirotte, Olivier et al (sous la dir.), 1988, *Trente ans d'expérience EURATOM. La naissance d'une Europe nucléaire*, Bruylant, Bruxelles.
- Roussel, Eric, 1996, *Jean Monnet, 1888-1979*, Fayard, Paris.
- Sauvage, Jean-Christophe, 1993, « La vision de l'Allemagne à l'I.H.E.D.N. sous la IV<sup>ème</sup> République : de la méfiance à la confiance ? », *Revue d'histoire diplomatique*, Vol. 107, 97-118.
- Schwarz, Hans-Peter, 1992, « Adenauer, le nucléaire, et la France », *Revue d'histoire diplomatique*, Vol. 106, pp. 297-311.
- Soutou, Georges-Henri, 1989, « Les problèmes de sécurité dans les rapports franco-allemands de 1956 à 1963 », *Relations internationales*, n°58, pp. 227-251.
- Soutou, Georges-Henri, 1994, « Les accords de 1957-1958 : vers une communauté stratégique et nucléaire entre la France et l'Allemagne et l'Italie », in Maurice Vaisse (sous la dir.), *La France et l'atome : études d'histoire nucléaire*, Bruylant, Bruxelles., pp. 123-162.
- Tuschhoff, Christian, 2002, *Deutschland, Kernwaffen und die NATO 1949-1967*, Nomos, Baden-Baden.
- Vaisse Maurice, 2011, « L'historiographie française relative au nucléaire », *Revue historique des armées*, Vol. 262, pp. 3-8.
- Weilermann, Peter, 1989, « Die deutsche Haltung während der Euratom-Verhandlung », in Enrico Serra (a cura di), *Il rilancio dell'Europa e i trattati di Roma, Actes du colloque de Rome, 25-28 mars 1987*, Bruylant, Bruxelles, pp. 531-545.

- 遠藤乾編『原典 ヨーロッパ統合史：史料と解説』名古屋大学出版会、2008年。
- 金子新「西ドイツとEEC/EURATOMの形成：「欧州」と「大西洋」の路線対立1954-1957」『法学研究』第84巻、第1号、2011年。
- 川嶋周一「フランス外交の〈三つのサークル〉？：ユーラフリック、ヨーロッパ、世界政策」『日仏政治研究』第二号、2006年。
- 川嶋周一『独仏関係と戦後ヨーロッパ国際秩序：ド・ゴール外交とヨーロッパの構築1958-1969』創文社、2007年。
- 黒田友哉「フランスとユーラトム（欧州原子力共同体）—海外領土の加入を中心に—（1955-1958年）」『日本EU学会年報』第28号、2008年。
- 鈴木均「ユーラトム、ドイツ再軍備とドイツ労働総同盟（DGB）1950-1960年」『日本EU学会年報』第28号、2008年。
- 藤木剛康「核不拡散レジームとEURATOMの形成：アメリカとフランスの対応を中心に（1）（2）」『経済理論（和歌山大学）』、307号、309号、2002年。

## 参考資料

### ◆①：ユーラトム諸国（六カ国）の原子炉（1967年）＜臨界達成順＞<sup>54</sup>

Reactors and location	Country	Type*	Criticality**	On line from**	Power in MWe
G1 Marcoule	F	GG	07.01.1956	09.1956	3
G2 Marcoule	F	GG	21.06.1958	22.04.1959	40
G3 Marcoule	F	GG	11.06.1959	04.04.1960	40
VAK/Kahl	D	BWR	13.11.1960	06.1961	15
Chinon 1 (EDF 1)	F	GG	19.06.1962	14.06.1963	70
ENEL/Latina	I	GG	27.12.1962	12.05.1963	200
ENEL/Garigliano	I	BWR	05.06.1963	23.01.1964	150
ENEL/Trino Vercellese	I	PWR	21.01.1964	15.11.1964	257
Chinon 2 (EDF 2)	F	GG	18.08.1964	24.02.1965	200
Chinon 3 (EDF 3)	F	GG	01.03.1966	04.08.1966	480
KRB/Grundremmingen	D	BWR	14.08.1966	12.11.1966	237
AVR/Jülich	D	HTR	26.08.1966	-----	15
MZFR/Karlsruhe	D	HWR	29.09.1965	08.1966	50
SENA/Chooz	B - F	PWR	19.10.1966	1967	266
BR 3/ MOL	B	SSCR	-----	06.12.1966	10
EL 4/ Brennilis	F	HWR	23.12.1966	-----	73

\*\* dd/mm/yy

\*: GG: gas-graphite reactor;

PWR: pressurised water reactor; 加圧水型原子炉

BWR: boiling water reactor; 沸騰水型原子炉

HTR: high temperature reactor;

HWR: heavy water reactor;

SSCR: superconductor shielded core reactor.

} 軽水炉

### ◆②：1958年6月の米欧協定 保障措置に関する規定（一部）<sup>55</sup>

#### 11. SAFEGUARDS AND CONTROLS

Both Euratom and the United States recognize the extreme importance of assuring that all activities under the joint program shall be directed solely toward the peaceful uses of atomic energy.

In accord with this objective :

A. Euratom guarantees that :

1. No material, including equipment and devices, transferred pursuant to the Agreement for Cooperation between the United States and the Community to the Community or to authorized persons within the Community will be used for atomic weapons, or for research on or development of atomic weapons, or for any other military purpose ;

2. No such material will be transferred to unauthorized persons or beyond the control of the Community, except as the United States might agree to such a transfer and then only if the transfer of the material is within the scope of an Agreement for Cooperation between the Government of the

<sup>54</sup> *Dixième Rapport général sur l'activité de la Communauté (mars 1966-février 1967)*, Luxembourg: Service des Publications Officielles des Communautés européennes, avril 1967, p.119.

[http://www.cvce.eu/obj/specifications\\_of\\_reactors\\_in\\_service\\_1967-en-d435d48a-c1fc-4065-b8cc-efa92692e1d1.html](http://www.cvce.eu/obj/specifications_of_reactors_in_service_1967-en-d435d48a-c1fc-4065-b8cc-efa92692e1d1.html)

<sup>55</sup> Euratom Commission, *Agreement for Cooperation between the Euratom and the Government of the United States of America and Related Documents*, 8 NOVEMBER 1958. <http://aei.pitt.edu/39851/1/A4216.pdf>

米欧協定締結  
(1958/8/20)

United States of America and another nation or group of nations ;

3· No source or special nuclear material utilized in, recovered from, or produced as a result of the use of materials, equipment, or devices transferred pursuant to the Agreement for Cooperation between the United States and the Community to the Community or authorized persons within the Community will be used for atomic weapons, or for research on or development of atomic weapons, or for any other military purpose;

4· The Community will establish and maintain a mutually satisfactory system of safeguards and controls, to be applied to materials, equipment, and devices subject to the guarantees set forth in paragraphs through 3 above.

B. Euratom undertakes the responsibility for establishing and implementing a safeguards and control system designed to give maximum assurance that any material, equipment, or devices made available pursuant to the Agreement between the United States and Euratom, and any source or special nuclear material derived from the use of such material, equipment or devices, shall be utilized solely for peaceful purposes. In establishing and implementing its safeguards and control system the Community is prepared to consult with and exchange experience with the International Atomic Energy Agency with the objective of establishing a system reasonably compatible with that of the International Atomic Energy Agency. The United States and Euratom will formulate and agree upon the principles which will govern the establishment and operation by Euratom of a mutually satisfactory safeguards and control system under the Agreement between the United States and Euratom. These principles are set forth in Attachment " B " and will be included in the text of the Agreement.

C. As has been requested by Euratom, the United States will provide assistance in establishing the Euratom safeguards and control system, and will provide continuing assistance in the operation of the system.

以下項目D、E、F省略